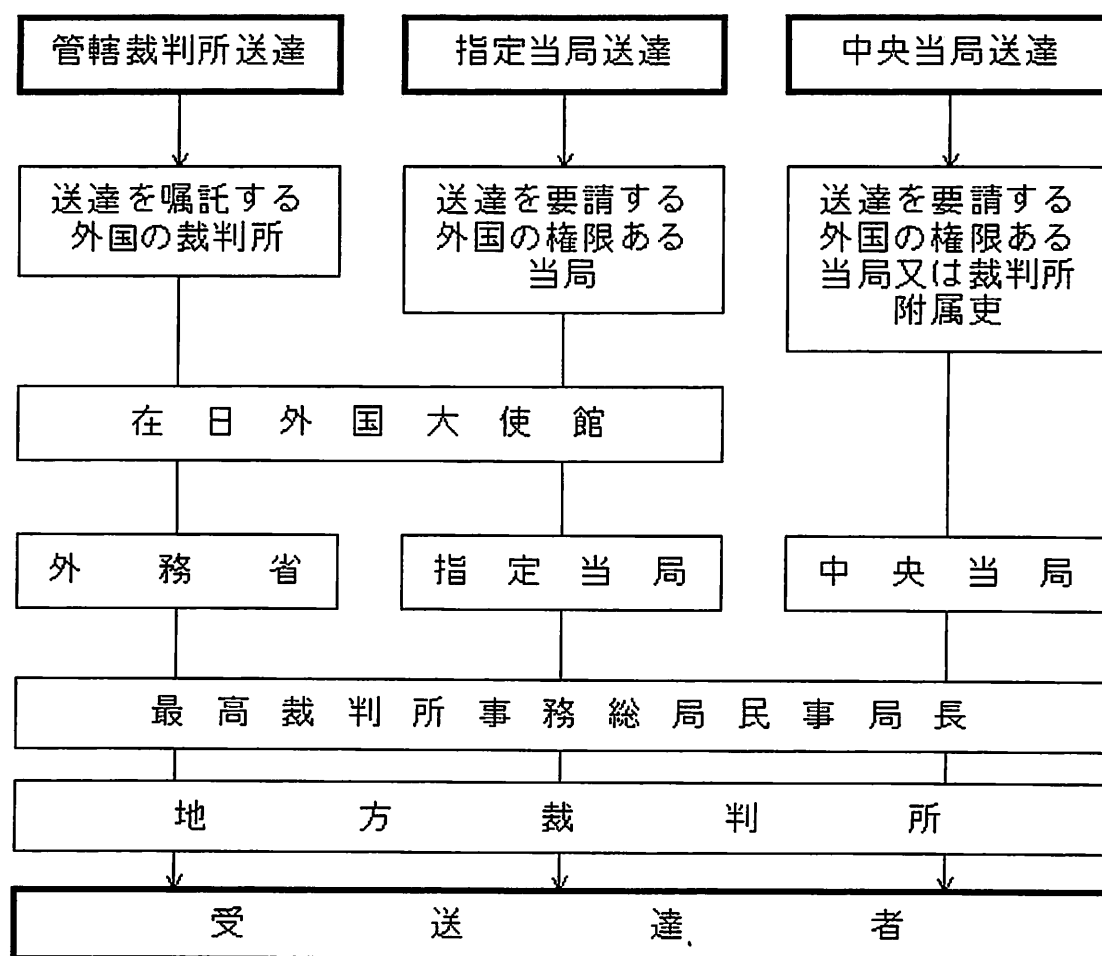


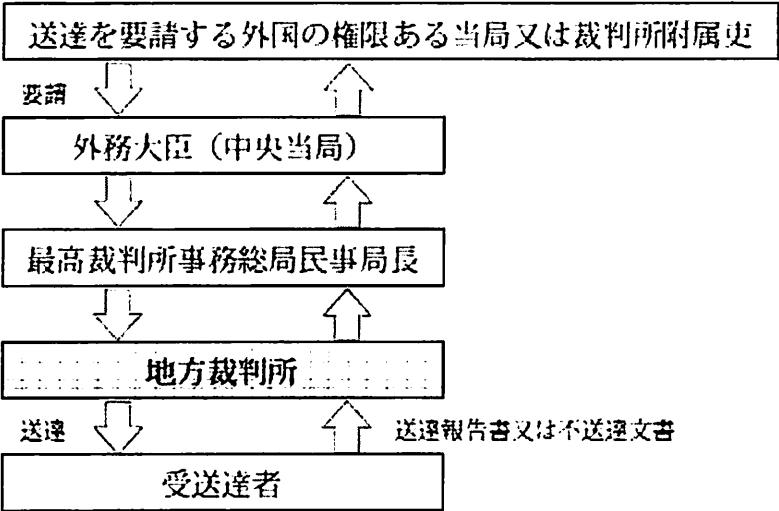
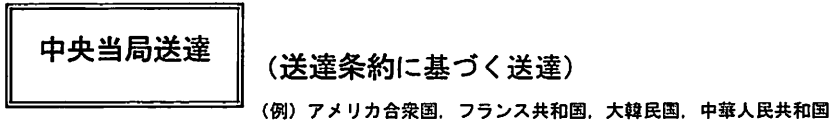
送達受託手続に関する関係書類の送付経路図



外国から我が国に対して送達を依頼する方法としては、次のものがある。

- (1) 中央当局送達（送達条約に基づき、法律上権限を有する当局又は裁判所附属吏が、我が国の中央当局である外務大臣に対して送達を要請してくるもの）
（例）アメリカ合衆国、フランス共和国、大韓民国、中華人民共和国
- (2) 指定当局送達（民訴条約に基づき、在日外国大使館が、我が国の指定当局である外務大臣に対して送達を要請してくるもの）
（例）オーストリア共和国
- (3) 管轄裁判所送達（二国間共助取決め又は我が国の応諾に基づき、送達を囑託する外国の裁判所

が、我が国の裁判所に対して送達を囑託してくるもの)
(例) ブラジル連邦共和国



(概説)

【外国からの要請】

送達条約の締約国の法律上権限を有する当局又は裁判所附属吏から我が国の中央当局である外務大臣（特例法 2 4 条）に対し、送達条約所定の様式に従った要請書により送達の要請がある（送達条約 3 条 1 項）。

【管轄裁判所への送付】

要請書及び送達すべき文書は、外務省から最高裁判所事務総局民事局長（以下「最高裁民事局長」という。）あてに送付され、最高裁民事局長から管轄裁判所（送達を行うべき地を管轄する地方裁判所－特例法 2 5 条 2 項、3 条 2 項）の長あてに送付される。

他の地で送達すべきときは、送付を受けた裁判所は、その地を管轄する地方裁判所に移送する（特例法 2 5 条 2 項、4 条）。

【送達の実施】

管轄裁判所において、文書の要領（送達条約 5 条 4 項）と送達すべき文書を受送達者に送達する。

【証明書等の送付】

送達を実施した後、送達結果の証明書を作成し（送達条約 6 条、特例法 2 7 条）、送達を実施した裁判所の長から最高裁民事局長あてに証明書等の送付を依頼する。

* 送達を行うために要した費用は、裁判費から支出する。この費用は原則として、要請者に償還請求することはできないが、執行官送達に要した費用は償還請求することができる（送達条約１２条）。償還請求するときは、証明書等の送付を依頼する際に、地方裁判所歳入徴収官作成の要請者あての請求書及び裁判所書記官作成の要請者あての費用明細書を添付する。

（注） 請求書及び費用明細書は、各受託事件ごとに作成する。

証明書等は、最高裁民事局長から外務省を通じて送達条約の締約国の法律上権限を有する当局又は裁判所附属吏に送付される。

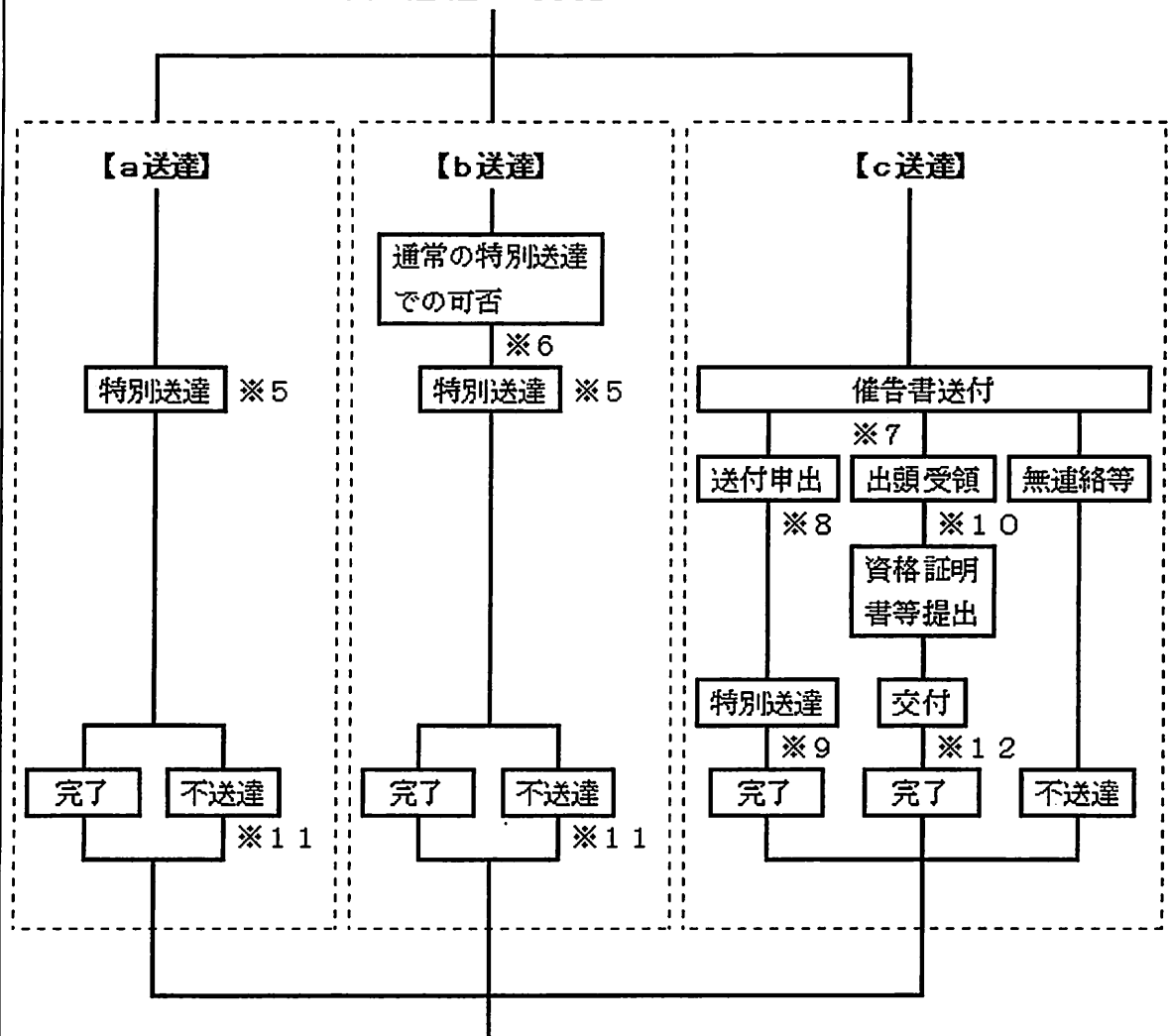
（地方裁判所における事務処理）

(1) 文書の点検

- | | |
|--|----|
| 1 「REQUEST (要請書)」, 「CERTIFICATE (証明書)」, 「SUMMARY (文書の要領)」の存否 | ※1 |
| 2 「要請書」記載の受送達者の住所の確認 | ※2 |
| 3 「送達すべき文書」及びその訳文の確認 | ※3 |

(2) 送達方法の確認 ※4

(3) 送達の実施



(4) 送達報告書等の点検

(5) 証明書の作成

(6) 費用の償還請求

(7) 送付書作成 (送付依頼)

(1) 文書の点検

最高裁民事局長から管轄裁判所の長あてに送付される文書は、①最高裁民事局長から管轄裁判所の長にあてた通知書、②送達方法に関する別紙、③外務省領事局長から最高裁民事局長にあてた送付書（写し）、④「REQUEST（要請書）」、⑤「CERTIFICATE（証明書）」、⑥「SUMMARY（文書の要領）」及び⑦送達すべき文書である。

これらの文書につき、以下の点検を行う。

※1 「要請書」、「証明書」及び「文書の要領」が添付されていることを確認する。

* 「要請書」と「証明書」は最高裁判所の係でホチキス留めをするなどして、一体のものとしている。このホチキス留めは外さない（送達実施後に最高裁民事局長あてに送付する（(7)参照）。）。

※2 「要請書」記載の受送達者の住所は、「要請書」の中央の部分にある「(Identity and address)」に記載されている。

ここに記載されている住所については、市町村合併等により住所表示が変更になっている場合など誤りがないわけではないので、担当書記官で確認する。

※3 「送達すべき文書」については、最高裁判所の係で参考のため、付箋にメモ書きしているが、担当書記官で確認する。

「送達すべき文書」の訳文添付の有無については、最高裁判所の係でも確認しているが、担当書記官で確認する。

* 訳文添付の有無により、要請と異なる送達方法を実施する場合もあるので、注意を要する（(2)参照）。

(2) 送達方法の確認

ア 送達実施の方法としては、受託国（日本）の国内法による方法（送達条約5条1項a）、要請者の希望する特別の方法（送達条約5条1項b）、任意交付の方法（送達条約5条2項）の3種類がある。

(7) 国内法による方法（いわゆる「a送達」）

国内法による方法での送達実施の要請があったときは、我が国の民事訴訟法に従って送達を行う。原則として、要請書に記載されているあて先を受送達者の住所、営業所等であるとして送達を行えば足りるが、上記のあて先が明らかに就業場所である場合には、就業場所送達（民事訴訟法103条2項）を行う（就業場所送達の問題点についてQ & A（受託編）Q11参照）。

(4) 特別の方法（いわゆる「b送達」）

特別の方法による送達の要請があったときは、その方法が我が国の国内法秩序に反しない限り、その方法により送達を行う。要請上は、特別の方法を希望している場合であっても、その特別の方法が我が国の民事訴訟法上に定められている方法であれば、我が国の民事訴訟法に従って送達を行えば要請が満たされることになる（(3)の※6参照）。

(4) 任意交付の方法（いわゆる「c送達」）

任意交付の方法による送達の要請があったとき、又はa送達の要請があったが、訳文がない若しくは訳文が不完全の理由でこの方法を選択するときは、裁判所書記官は受送達者に対し、送達すべき文書を表示してその受領を催告する（特例規則13条、4条1項、記載例I-3参照）。この催告は、普通郵便で行えば足りる。

* この催告を実施せずに特別送達をしないように、注意を要する。

催告を受けた者は、自ら裁判所に出頭し又は代理人を出頭させて文書を受領する（受送達者本人が出頭する場合は、本人であることを証明できるものを提示させ、代理人を出頭させる場合には代理権を証明する委任状、登記事項証明書及び印鑑証明書等を提出させる。委任状については、記載例Ⅰ－４参照）か、あるいは文書の送付を申し出ることができる（特例規則１３条、４条２項）。文書送付の申出があったときは、民事訴訟法に定める郵便による送達の方法により文書を送付する（特例規則１３条、４条３項）。

催告を発した日から３週間以内に受送達者が出頭せず、かつ、送付の申出もないときは、受領が拒絶されたものとして取り扱うことができる（特例規則１３条、４条４項）。

イ これらのうちいずれの方法によるかは要請書の記載に従うのが原則であるが、我が国は、アの（７）（ａ送達）及び（イ）（ｂ送達）の方法による送達の要請については、日本語による訳文の添付を要求しているので、訳文の添付がない場合又は訳文が不完全な場合は、（イ）（ｂ送達）の方法による送達の要請があった場合又は（ｃ送達）の方法が抹消されている場合を除き、アの（ウ）（ｃ送達）の方法により送達を実施する。

※４ 要請者が希望している「送達方法」は、受送達者の住所欄の次に記載されている。

(3) 送達の実施

管轄裁判所において、文書の要領（送達条約５条４項）と送達すべき文書を受送達者に送達する。

* 出頭期日が切迫している場合などもあるので、最高裁判所から文書が到達したら、速やかに送達に取りかかるよう注意する。

なお、出頭期日は文書の要領に記載されている。

* 「要請書」及び「証明書」を送達すべき文書と一緒に送達せず、担当部にとどめおき、送達手続終了後に送達報告書等（送達できた場合）又は送達すべき文書等（不送達に終わった場合）と一緒に最高裁判所に送付する。一方、文書の要領は、送達すべき文書とともに送達する。

※５ 郵便送達報告書の「書類の名称」欄には、「１ 文書の要領、２ 召喚状、３ 告訴状、４ ２及び３の訳文」等と記載する。

* 訳文を送達した場合、郵便送達報告書の「書類の名称」欄にその旨を記載する。

※６ 「特別の方法」として指定される場合、最高裁判所の係のメモがあるので、メモと別紙を確認する。

※７ ｃ送達の場合は、送達すべき文書を表示してその受領を催告する。

この催告は、普通郵便で行えば足りる。

※８ 受送達者からの文書の送付の申し出については、送付申出書面を提出してもらう事例が多い。

※９ 送付申出書面が提出された場合、普通郵便等ではなく特別送達を実施する。

※１０ 受送達者本人が出頭する場合は、身分が確認できるもの（パスポート、運転免許証等）を持参させ、本人であることを確認する（パスポート、運転免許証等の写しの添付不要）。受送達者の代理人が出頭する場合には代理権を証明する委任状、登記事項証明書及び印鑑証明書等を提出させる。

(4) 送達報告書等の点検

送達が完了した場合は、国内の民事事件と同様に送達報告書等を点検する。

※１１ 不送達の事由としては、転居先不明、あて所尋ねあたらず、部屋番号等の不備、留置期間

経過が考えられるが、（要請者に調査を依頼することができないため）いずれの場合もその結果をもって不送達の証明書作成の手续に入る庁が多い。

※ 1 2 交付送達の場合、裁判所書記官名の送達報告書（交付送達）を作成する。

(5) 証明書の作成

送達を実施した後、要請者が要請書と一緒に添付した証明書用紙を使用して、各送達結果に応じた証明書を作成する（送達条約 6 条、特例法 2 7 条。記載例 I - 2 参照）。証明書は、日本語で記入すれば足りる（送達条約 7 条 2 項）。

なお、過去に見られた誤記等の事例は以下のとおりである。

- * 証明書と背中合わせでとしてある要請書を分離し、証明書のみを最高裁判所に返送し、要請書を地方裁判所で保存したもの
- * 中央当局送達であるのに、添付された証明書（CERTIFICATE）を利用せず、管轄裁判所送達の場合の証明書を作成したもの
- * 鉛筆書きのもの
- * 要請は「a 送達又は b 送達」であったので、最高裁判所の係で「b」とメモ書きして通知したが、証明書の「実施方法」欄に a と b の両方をチェックしたもの
- * b 送達した場合において、a 送達と混同し、「特別な方法」の内容（「民事訴訟法 9 9 条第 2 項、第 1 0 6 条第 1 項の規定による」等）を記載しないもの
- * 「名あて人との関係」欄の記載漏れ
- * 不要部分を線で抹消していないもの（特に「費用の償還請求欄」の消し忘れが多い。）
- * 「場所」欄の記載漏れ
- * 郵便送達報告書の受付年月日より証明書の作成日付けの方が早いもの
- * 「署名」欄に職印のないもの

(6) 費用の償還請求

送達を行うために要した費用は、裁判費から支出する。この費用は原則として要請者に償還請求することはできないが、執行官送達に要した費用は償還請求することができる（送達条約 1 2 条）。

償還請求するときは、証明書等の送付を依頼する際に、地方裁判所歳入徴収官作成の要請者あての請求書（記載例 I - 5 参照）と裁判所書記官作成の要請者あての費用明細書（記載例 I - 6 参照）を添付する。

(7) 送付書作成（送付依頼）

送達を実施した裁判所の長から最高裁民事局長あてに証明書等の送付を依頼する（記載例 I - 1 参照）。

依頼の際に添付すべき文書は次のとおりである。

ア 送達できた場合

(7) 証明書（CERTIFICATE）

(i) 要請書（REQUEST）（(7)の証明書と一体のものとして要請者に返送する。）

- * (7)と(i)は、最高裁判所の係でホチキス留めするなどして一体のものとしているので、ホチキスをはずさない。

(v) 送達報告書

(I) 電話聴取書等

(o) 任意交付の方法によった場合で催告書を送付した結果、文書の送付を希望する旨の書面が提

出されたときは、文書送付申出書（電話を受けた場合は、電話聴取書）

(カ) 任意交付の方法によった場合で代理人が受領したときは、委任状、登記事項証明書及び印鑑証明書等

(キ) 費用の償還請求をする場合は、(6)の請求書及び費用明細書

イ 不送達に終わった場合

(7) 証明書（CERTIFICATE）

(イ) 要請書（REQUEST）（(7)の証明書と一体のものとして要請者に返送する。）

(ウ) 送達すべき文書

(エ) 郵便による送達の場合は、返戻された封筒

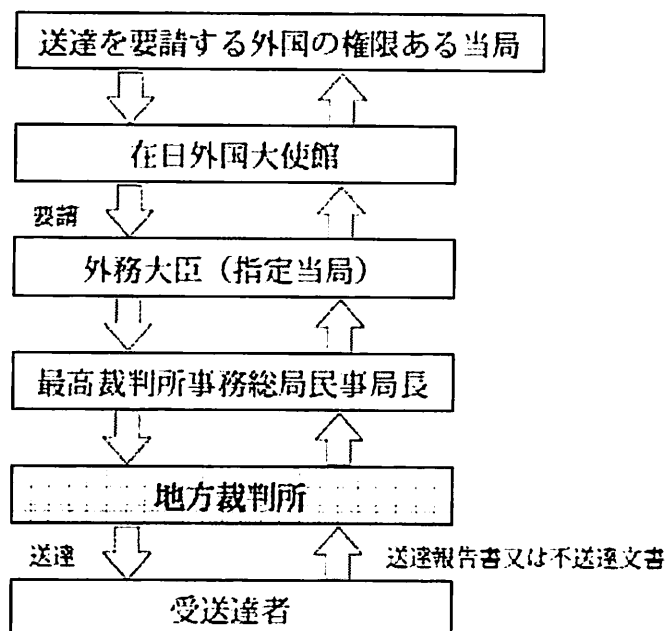
(オ) 任意交付の方法によった場合で催告書を送付したが受け取らなかったときは、文書受領の催告書写し

(カ) 費用の償還請求をする場合は、(6)の請求書及び費用明細書

指定当局送達

（民訴条約に基づく送達） ※ この方法の依頼はほとんどない。

（例）オーストリア共和国



（概説）

【外国からの要請】

民訴条約の締約国であって、送達条約に加入していない国の在日外国大使館から我が国の指定当局である外務大臣（特例法2条）に対し、送達の要請がある。

【管轄裁判所への送付】

中央当局送達の場合と同様（送達を行うべき地を管轄する地方裁判所－特例法 3 条 2 項，移送－特例法 4 条）。

【送達の実施】

中央当局送達の場合と同様（民訴条約 2 条， 3 条 2 項）。

ただし，訳文には囑託国の外交官又は領事官の翻訳証明が付される必要がある（民訴条約 3 条 3 項）， 翻訳証明のない訳文が添付されている場合は，訳文が添付されていない場合と同様に取り扱う（任意交付の方法による送達（いわゆる「c 送達」）を実施する。）。

【証明書等の送付】

中央当局送達の場合と同様（記載例Ⅱ－1 参照。ただし，証明書用紙は各自で用意する（民訴条約 5 条 1 項， 特例法 7 条， 記載例Ⅱ－2 参照）。また，要請書（REQUEST）はない。）。証明書は，日本語で作成すれば足りる。

- * 費用の償還請求（民訴条約 7 条 2 項）も，中央当局送達の場合と同様（ただし，償還請求先は囑託国）。償還請求するとき
は，証明書等の送付を依頼する際に，囑託国の在日外国大使館あての納入告知書（記載例Ⅲ－3）と裁判所書記官作成
の囑託当局あての費用明細書（記載例Ⅲ－4）を添付する。

（注） 納入告知書及び費用明細書は，各受託事件ごとに作成する。納入告知書については，囑託国の在日大使館に直接送
付することのないよう特に注意する。

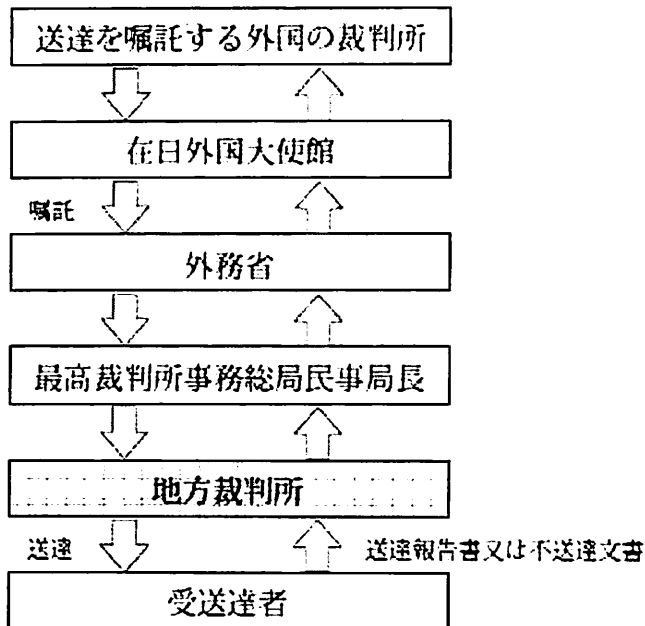
証明書等は，最高裁民事局長から外務省，在日外国大使館を通じて送達を要請する権限のある当局に送付される。

（地方裁判所における事務処理） （略）

管轄裁判所送達

（二国間共助取決め又は我が国の応諾に基づく送達）

（例） ブラジル連邦共和国



(概説)

※ 基本的な注意事項については「中央当局送達」参照

【外国からの嘱託】

在日外国大使館から我が国の外務省に対し、我が国の裁判所あての嘱託書及び送達すべき文書が送付される。

【管轄裁判所への送付】

中央当局送達の場合と同様（送達を行うべき地を管轄する地方裁判所—共助法1条2項、移送—共助法2条）。

【送達の実施】

管轄裁判所は、我が国の民事訴訟法に従って送達を行う（共助法3条）。

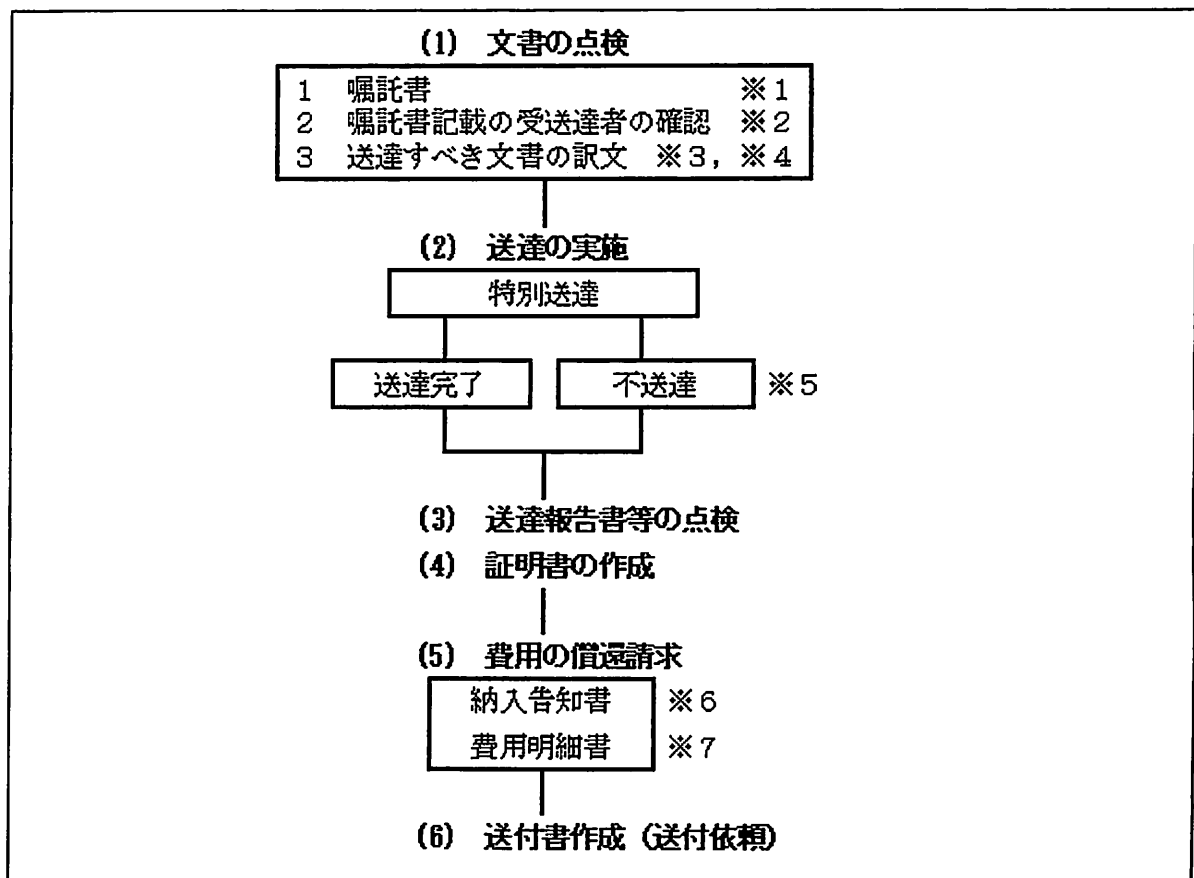
【証明書等の送付】

中央当局送達の場合と同様。ただし、証明書用紙は各自で用意する。

- * 送達を行うために要した費用は、裁判費から支出し、嘱託国に請求する（共助法1条の2第1項5号）。この請求は、証明書等の送付を依頼する際に、嘱託国の在日外国大使館あての納入告知書及び裁判所書記官作成の嘱託裁判所あての費用明細書を添付する。

証明書等は、最高裁民事局長から外務省、在日外国大使館を通じて送達を嘱託する外国の裁判所に送付される。

(地方裁判所における事務処理)



(1) 文書の点検

最高裁民事局長から管轄裁判所の長あてに送付される文書は、①最高裁民事局長から管轄裁判所の長にあてた通知書、②外務省領事局長から最高裁民事局長にあてた送付書（写し）、③口上書、④嘱託書及びその訳文、⑤送達すべき文書及びその訳文である。

これらの文書につき、以下の点検を行う。

- ※1 「嘱託書」及びその訳文が添付されていることを確認する。
- ※2 「嘱託書」に記載されている住所については、市町村合併等により住所表示が変更になっている場合など誤りがないわけではないので、担当書記官で確認する。
- ※3 「送達すべき文書」の訳文添付の有無については、最高裁判所の係でも確認しているが、担当書記官で確認する。
「送達すべき文書」については、最高裁判所の係で参考のため、その名称を付箋にメモ書きしているが、担当書記官で確認する。
- ※4 嘱託書及び送達すべき文書には、日本語による訳文が添付されている（共助法1条の2第1項4号）。管轄裁判所送達については、訳文の添付が必要なので、訳文が欠けている場合は送達手続に入らず、最高裁判所に返送する手続をする。

(2) 送達の実施

管轄裁判所は、我が国の民事訴訟法に従って送達を行う（共助法3条）。

原則として、嘱託書に記載されているあて先を受送達者の住所、営業所等であるとして送達を行

えば足りるが、上記のあて先が明らかに就業場所である場合には、就業場所送達（民事訴訟法 103 条 2 項）を行う（就業場所送達の問題点について Q & A（受託編） Q 11 参照）。

* 特別送達をする際、囑託書まで送付しないよう注意する。

(3) 送達報告書等の点検

送達が完了した場合は、国内の民事事件と同様に送達報告書等を点検する。

※ 5 不送達の事由としては、転居先不明、あて所尋ねあたらず、部屋番号等の不備、留置期間経過などが考えられるが、（要請者に調査を依頼することができないため）いずれの場合もその結果をもって不送達の証明書作成の手续に入る庁が多い。

(4) 証明書の作成

送達を実施した後、送達の結果の証明書を作成する。この場合の証明書用紙は囑託国から送付されていないので、各自で用意したものを使用する（記載例Ⅲ－2 参照）。証明書は、日本語で作成すれば足りる。

(5) 費用の償還請求

送達を行うために要した費用は、裁判費から支出し、囑託国に請求する（共助法 1 条の 2 第 1 項 5 号）。この請求は、証明書等の送付を依頼する際に、囑託国の在日外国大使館あての納入告知書（記載例Ⅲ－3 参照）と裁判所書記官作成の囑託裁判所あての費用明細書（記載例Ⅲ－4 参照）を添付する。

※ 6 納入告知書及び費用明細書は、各受託事件ごとに作成する。

* 納入告知書の各記載に誤りがないか特に留意する。

※ 7 「費用明細書」は裁判所書記官が作成し、出納係で作成した「納入告知書」を封筒に入れ添付する。

* 最高裁判所の係で確認するので、納入告知書を入れた封筒はのりづけしない。

* 納入告知書については、囑託国の在日大使館に直接送付することのないよう特に注意する。

(6) 送付書作成（送付依頼）

送達を実施した裁判所の長から最高裁民事局長あて証明書等の送付を依頼する（記載例Ⅲ－1 参照）。

* 囑託国から地方裁判所にあてた囑託書は地方裁判所で保存する。

依頼の際に添付すべき文書は、次のとおりである。

ア 送達できた場合

(7) 証明書

(4) 送達報告書

(4) 電話聴取書等

(I) (5) の納入告知書及び費用明細書

イ 不送達に終わった場合

(7) 証明書

(4) 送達すべき文書

(4) 郵便による送達の場合は、返戻された封筒

(I) (5) の納入告知書及び費用明細書

国の一覧表（受託）

国名	民訴条約	送達条約	二国間共助取決め		条約・取決めによらない共助がされた事例		
			送達	証拠調べ	領事送達	管轄裁判所送達	証拠調べ
アイスランド共和国	○	○					
アイルランド		○					
アメリカ合衆国		○		○			
アラブ首長国連邦					○	○	
アルジェリア民主人民共和国					○		
アルゼンチン共和国	○	○					
アルバニア共和国	○	○					
アルメニア共和国	○	○					
アンティグア・バーブーダ		○					
イスラエル国	○	○	○				
イタリア共和国	○	○	○	○			
イラク共和国			○	○	○		
イラン・イスラム共和国			○	○	○		
インド		○		○	○	○	
インドネシア共和国					○	○	
ウクライナ	○	○					
ウズベキスタン共和国	○						
ウルグアイ東方共和国					○		
英国		○	○	○			
エクアドル共和国					○		
エジプト・アラブ共和国	○	○					
エストニア共和国		○					
エチオピア連邦民主共和国					○		
オーストラリア連邦		○					○

オーストリア共和国	○		○				
オランダ王国	○	○					
ガーナ共和国					○		
カナダ		○				○	○
カンボジア王国					○		
キプロス共和国	○	○				○	
キューバ共和国					○	○	
ギリシャ共和国		○				○	
キルギス共和国	○						
グアテマラ共和国					○	○	
クウェート国		○	○	○	○		
クロアチア共和国	○	○					
ケニア共和国					○	○	○
コスタリカ共和国					○		
コロンビア共和国					○	○	
コンゴ民主共和国					○		
サウジアラビア王国					○		
サモア独立国						○	
ザンビア共和国					○		
サンマリノ共和国		○					
シリア・アラブ共和国			○	○	○		
シンガポール共和国					○	○	
ジンバブエ共和国					○		
スイス連邦	○	○	○	○			
スーダン共和国					○	○	
スウェーデン王国	○	○		○			
スペイン	○	○		○			
スリナム共和国	○						
スリランカ民主社会主義共和国		○	○	○			

スロバキア共和国	○	○					
スロベニア共和国	○	○					
セーシェル共和国		○					
セルビア共和国	○	○					
セントビンセント及びグレナディーン諸島		○					
旧ソヴィエト社会主義共和国連邦 (アゼルバイジャン共和国, カザフスタン共和国, グルジア, タジキスタン共和国, トルクメニスタン)	○						
タイ王国			○	○	○		
大韓民国		○				○	○
タンザニア連合共和国						○	
チェコ共和国	○	○					
中華人民共和国(香港, マカオを除く。)		○				○	○
中華人民共和国(香港)		○				○	○
中華人民共和国(マカオ)	○	○					
チリ共和国					○	○	○
デンマーク王国	○	○	○	○			
ドイツ連邦共和国	○	○	○	○			
ドミニカ共和国					○		
トルコ共和国	○	○					
トンガ王国					○		
ナイジェリア連邦共和国					○	○	
ニカラグア共和国					○		
ニュージーランド					○	○	○
ネパール連邦民主共和国					○		
ノルウェー王国	○	○	○			○	
パキスタン・イスラム共和国		○		○		○	
バチカン市国	○						
パナマ共和国					○	○	
バハマ国		○					

パプアニューギニア独立国					○		
パラオ共和国					○		
パラグアイ共和国					○	○	
バルバドス		○					
ハンガリー	○	○					
バングラデシュ人民共和国					○	○	
フィジー共和国					○	○	
フィリピン共和国					○	○	
フィンランド共和国	○	○					
ブラジル連邦共和国			○	○			○
フランス共和国	○	○				○	
ブルガリア共和国		○					
ブルネイ・ダルサラーム国						○	
ベトナム社会主義共和国					○		
ベネズエラ・ボリバル共和国		○					
ベラルーシ共和国	○	○					
ベリーズ		○				○	
ペルー共和国					○	○	○
ベルギー王国	○	○				○	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	○					
ボツワナ共和国		○					
ポーランド共和国	○	○					
ボリビア多民族国					○	○	
ポルトガル共和国	○	○				○	
ホンジュラス共和国						○	
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	○	○					
マーシャル諸島共和国						○	
マラウイ共和国		○				○	
マルタ共和国		○					

マレーシア					○	○	
ミクロネシア連邦					○		
南アフリカ共和国					○	○	
ミャンマー連邦共和国					○	○	○
メキシコ合衆国		○				○	○
モナコ公国		○					
モルドバ共和国	○	○					
モロッコ王国	○	○					
モンゴル国					○		
モンテネグロ	○	○			○		
ヨルダン・ハシェミット王国						○	
ラトビア共和国	○	○					
リトアニア共和国	○	○					
リヒテンシュタイン公国						○	
リビア					○		
リベリア共和国					○	○	○
ルクセンブルク大公国	○	○					
ルーマニア	○	○					
ルワンダ共和国							
レバノン共和国	○						
ロシア連邦	○	○					

送 達 受 託 記 載 例

(1) 中央当局送達

I-1 送付依頼書

I-2 証 明 書

イ 国内法による方法（送達条約5条1項（a））での要請を受け、送達を行った場合

（イ）補充送達

（ロ）就業場所送達

（ハ）差置送達

（二）送達不能（転居先不明）

ロ 特別の方法（送達条約5条1項（b））での要請を受け、民事訴訟法に定める送達を行った場合

（イ）執行官による送達

（ロ）特別送達

ハ 任意交付の方法（送達条約5条2項）により送達を行った場合

（イ）書記官室において本人に交付

（ロ）書記官室において代理人に交付

（ハ）受送達者の希望により郵送（特別送達）

（二）送達不能（受領期間経過）

（ホ）送達不能（受領拒絶）

I-3 文書受領の催告書

I-4 送達報告書及び委任状

I-5 請 求 書

I-6 費用明細書

(2) 指定当局送達

II-1 送付依頼書

II-2 証 明 書

(3) 管轄裁判所送達

III-1 送付依頼書

III-2 証 明 書

III-3 納入告知書

III-4 費用明細書

(備考) I-3（文書受領の催告書）、I-4（送達報告書）、III-3（納入告知書）及びIII-4

(費用明細書)は、(2)についても共通である。

送達受託記載例Ⅰ－１

○地裁民第○○○○号

平成○○年○○月○○日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

○○地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

印

アメリカ合衆国からの要請による送達について

(○○月○○日付け民二第○○○○号に対する送付)

標記の送達（当庁平成○○年（エ）第○○号共助事件）は、送達手続を終了したので、別添の書類を送付するようお取り計らいください。

●地裁●第●号

平成●年●月●日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

●地方裁判所長 ● ● ● ●

●国からの要請による送達について

(●月●日付け民二第●号に対する送付)

標記の送達（当庁平成●年（エ）第●号共助事件）は，送達手続を終了したので，別添の書類を送付するようお取り計らいください。

送達受託記載例 I - 2イ(イ)

イ 国内法による方法（送達条約5条1項（a））での要請を受け、送達を行った場合
(イ) 補充送達

C E R T I F I C A T E

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

1) that the document has been served*

- the(date) 平成27年9月8日
- at (place, street, number) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇株式会社
- in one of the following methods authorised by article 5 -
 - × a) in accordance with the provisions of sub-paragraph(a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.
 - ~~b) in accordance with the following particular method*:~~
 - ~~c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.~~

The documents referred to in the request have been delivered to:

- (identity and description of person) 〇 〇 〇 〇
- relationship to the addressee(family, business or other): 〇〇株式会社従業員

~~2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:~~

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

Documents returned: _____

In appropriate cases, documents establishing the service: _____

郵便送達報告書

Done at 〇〇県, the 2015. 9. 15.

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部
裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

印

*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

(ロ) 就業場所送達

CERTIFICATE

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

1) that the document has been served*

— the(date) 平成27年9月8日

— at (place, street, number) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇株式会社

— in one of the following methods authorised by article 5 —

× a) in accordance with the provisions of sub-paragraph(a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.

~~b) in accordance with the following particular method*.~~

~~c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.~~

The documents referred to in the request have been delivered to:

— (identity and description of person) 〇 〇 〇 〇

— relationship to the addressee(family, business or other): 名あて人の就業場所である〇〇工業株式会社 〇〇の従業員

~~2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:~~

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

Documents returned: _____

Done at 〇〇県, the 2015. 9. 15.

In appropriate cases, documents establishing the service: _____

郵便送達報告書

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

印

*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

(ハ) 差置送達

C E R T I F I C A T E

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

- 1) that the document has been served*
- the (date) 平成 27 年 9 月 8 日
 - at (place, street, number) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇株式会社
 - in one of the following methods authorised by article 5 -
 - × a) in accordance with the provisions of sub-paragraph(a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.
 - ~~b) in accordance with the following particular method*:~~
 - ~~c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.~~

The documents referred to in the request have been delivered to:

- (identity and description of person) 〇 〇 〇 〇 (左の者が正当な事由なく受け取りを拒んだので、その場に差し置いた。)
- relationship to the addressee (family, business or other): 〇〇株式会社従業員

~~2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:~~

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

Documents returned: _____

Done at 〇〇県, the 2015. 9. 15.

In appropriate cases, documents establishing the service: _____

郵便送達報告書

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部
裁判所書記官 〇 〇 〇 〇



*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

~~1) that the document has been served*~~

— the(date)_____

— at (place, street, number)

— in one of the following methods authorised by article 5 —

a) in accordance with the provisions of sub-paragraph(a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.

b) in accordance with the following particular method*:

c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.

The documents referred to in the request have been delivered to:

- (identity and description of person) _____

- relationship to the addressee(family,business or other):

2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:

名あて人は、あて所から転居しており、かつ、転居先が不明であるため。

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

Documents returned: 送達すべき文書

 返戻された封筒

Done at 〇〇県, the 2015. 9. 15

In appropriate cases, documents establishing the service:

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

印

*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

送達受託記載例 I - 2 口 (イ)

- 口 特別の方法（送達条約5条1項（b））での要請を受け、民事訴訟法に定める送達を行った場合
(イ) 執行官による送達

C E R T I F I C A T E

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

1) that the document has been served*

- the(date) 平成27年9月8日
- at (place, street, number) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇株式会社
- in one of the following methods authorised by article 5 -
 - ~~a) in accordance with the provisions of sub-paragraph(a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*~~
 - ✓ b) in accordance with the following particular method*: 執行官による送達
 - ~~c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*~~

The documents referred to in the request have been delivered to:

- (identity and description of person) 〇 〇 〇 〇
- relationship to the addressee(family, business or other): 〇〇株式会社代表取締役

~~2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:~~

In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.

Annexes

Documents returned: _____

Done at 〇〇県, the 2015. 9. 15.

In appropriate cases, documents establishing the service: _____

送達報告書

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

印

*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

送達受託記載例 I - 2 ロ (ロ)

(ロ) 特別送達

特別の方法（送達条約5条1項（b））での要請を受け特別送達を行ったところ補充送達がなされた場合

CERTIFICATE

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

1) that the document has been served*

— the (date) 平成27年9月8日

— at (place, street, number) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇〇株式会社

— in one of the following methods authorised by article 5 —

~~a) in accordance with the provisions of sub-paragraph (a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*~~

× b) in accordance with the following particular method*: 民事訴訟法第99条第2項、第106条第1項の規定による

~~c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*~~

The documents referred to in the request have been delivered to:

— (identity and description of person) 〇 〇 〇 〇

— relationship to the addressee (family, business or other): 〇〇株式会社従業員

~~2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:~~

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

Documents returned: _____

Done at 〇〇県 _____, the 2015. 9. 15.

In appropriate cases, documents establishing the service:

郵便送達報告書

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官

〇

〇

〇

〇

印

*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

(注) 国内法による方法（送達条約第5条第1項（a））での要請を受け特別送達を行ったところ補充送達がなされた場合の記載例は送達受託記載例 I - 2 イ（イ）である。

- ハ 任意交付の方法（送達条約5条2項）により送達を行った場合
(イ) 書記官室において本人に交付

C E R T I F I C A T E

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

1) that the document has been served*

— the(date) 平成27年9月8日-----

(a) 書記官室において代理人に交付

C E R T I F I C A T E

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

1) that the document has been served*

- the (date) 平成 27 年 9 月 8 日

- at (place, street, number) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇地方裁判所民事第〇部書記官室

- in one of the following methods authorised by article 5 -

~~a) in accordance with the provisions of sub-paragraph (a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*~~

~~b) in accordance with the following particular method*:-~~

× c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.

The documents referred to in the request have been delivered to:

- (identity and description of person) 〇 〇 〇 〇 (送達書類受領代理人)

- relationship to the addressee (family, business or other): 〇〇株式会社従業員

~~2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:-~~

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

Documents returned: _____

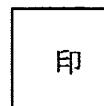
Done at 〇〇県, the 2015. 9. 15.

In appropriate cases, documents establishing the service:

送達報告書, 委任状, 登記簿抄本
印鑑証明書

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部
裁判所書記官 〇 〇 〇 〇



*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

(ハ) 受送達者の希望により郵送（特別送達）

CERTIFICATE

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

- 1) that the document has been served*
 - the(date) 平成27年9月8日
 - at (place, street, number) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇株式会社
 - in one of the following methods authorised by article 5 -
 - ~~a) in accordance with the provisions of sub-paragraph(a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*~~
 - ~~b) in accordance with the following particular method*:~~
 - ✓ c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.

The documents referred to in the request have been delivered to:

- (identity and description of person) 〇 〇 〇 〇
- relationship to the addressee(family, business or other): 〇〇株式会社従業員

~~2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:~~

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

documents returned: -----

Done at 〇〇県, the 2015. 9. 15.

In appropriate cases, documents establishing the service: -----

郵便送達報告書、文書送付申出書

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

印

*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

(注) 催告書を送付した結果、文書の送付を希望する旨の書面が提出された場合は、同書面を添付し、電話を受けた場合は、電話聴取書を添付する。

(ニ) 送達不能 (受領期間経過)

C E R T I F I C A T E

The undersigned authority has the honour to certify, in conformity with article 6 of the Convention,

~~1) that the document has been served*~~

- ~~— the (date) _____~~
- ~~— at (place, street, number) _____~~
- ~~— in one of the following methods authorised by article 5 —~~
 - ~~a) in accordance with the provisions of sub-paragraph(a) of the first paragraph of article 5 of the Convention*.~~
 - ~~b) in accordance with the following particular method*: _____~~
 - ~~c) by delivery to the addressee, who accepted it voluntarily*.~~

The documents referred to in the request have been delivered to:

- ~~— (identity and description of person) _____~~
- ~~— relationship to the addressee (family, business or other): _____~~

2) that the document has not been served, by reason of the following facts*:

名あて人に対して、9月14日までに当庁に出頭して「送達すべき文書」を受領するか、
又は、当該文書の送付を希望する旨の申出をするよう催告したが、上記の日までに何ら
連絡がなかったため。

~~In conformity with the second paragraph of article 12 of the Convention, the applicant is requested to pay or reimburse the expenses detailed in the attached statement*.~~

Annexes

Documents returned: 送達すべき文書
文書受領の催告書写し

Done at 〇〇県, the 2015. 9. 15.

In appropriate cases, documents establishing the service: _____

Signature and/or stamp.

〇〇地方裁判所民事第〇部
裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

印

*Delete if inappropriate.

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

~~1) that the document has been served*~~

- 名あて人が「送達すべき文書」に日本語訳文が添付されていないとの理由で、文書の受領を拒否したため。

(注) 赤字部分につき、記載例としての記載。

平成〇〇年（エ）第〇〇号事件

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社 殿

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

印

文 書 受 領 の 催 告 書

当裁判所は、アメリカ合衆国の令状送達者から下記の文書をあなたに送達すべき旨の要請を受けました。ついては、平成〇〇年〇〇月〇〇日※までに当裁判所民事第〇部書記官室に出頭の上、下記の文書を受領するか、又は下記の文書の送付を希望する場合には、その旨を前記の日までに書面によって申し出てください。

なお、あなたが前記の日までに出席しないか、又は送付の申し出をしない場合には、文書の受領が拒絶されたものとして、下記の文書を要請者に返送します。

記

- 1 送達すべき文書
(1) 文書の要領 (2) 召喚状 (3) 告訴状
- 2 送達すべき文書を発出した当局
カリフォルニア州〇〇地区連邦地方裁判所
- 3 当事者の氏名及び資格
原告 〇〇〇〇 被告 〇〇株式会社
- 4 訳文添付の有無
無
- 5 当裁判所の所在地
〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
〇〇地方裁判所民事第〇部

(注意)

- 1 出頭の際には、この催告書を受付に提示してください。
なお、本人の場合には、身分を証明できるもの、法人の場合には、資格証明書、委任状及び印鑑証明書を持参してください。
- 2 文書の送付を希望する場合には、この催告書に記載された事件番号及び日付けを送付申出書面に表示してください。

(注) 催告書を発した日から3週間の期間の満了日を記載すること（特例規則13条，4条4項参照）。

平成●年（エ）第●号事件
平成●年●月●日

● ● ● ● 殿

●地方裁判所民事第●部
裁判所書記官 ● ● ● ●

文 書 受 領 の 催 告 書

当裁判所は、●国の●●●から下記の文書をあなたに送達すべき旨の要請を受けました。ついては、平成●年●月●日までに当裁判所民事第●部書記官室に出頭の上、下記の文書を受領するか、又は下記の文書の送付を希望する場合には、その旨を前記の日までに書面によって申し出てください。

なお、あなたが前記の日までに出頭しないか、又は送付の申し出をしない場合には、文書を受領が拒絶されたものとして、下記の文書を要請者に返送します。

記

- 1 送達すべき文書
(1) ●●●● (2) ●●●●
- 2 送達すべき文書を発出した当局
●国地方裁判所
- 3 当事者の氏名及び資格
原告 ● ● ● ● 被告 ● ● ● ●
- 4 訳文添付の有無
●
- 5 当裁判所の所在地
●●●●●●●●●●
●地方裁判所民事第●部

(注意)

- 1 出頭の際には、この催告書を受付に提示してください。
なお、本人の場合には、身分を証明できるもの、法人の場合には、資格証明書、委任状及び印鑑証明書を持参してください。
- 2 文書の送付を希望する場合には、この催告書に記載された事件番号及び日付けを送付申出書面に表示してください。

平成〇〇年（エ）第〇〇号

送 達 報 告 書

- 1 送達書類 文書の要領、召喚状及び告訴状
2 受送達者 〇〇株式会社
代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

1の書類は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後１時３０分に2の受送達者の代理人〇〇〇〇〇に対して、当書記官室において直接交付し、これを送達した。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部
裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

印

書類受領者 ○ ○ ○ ○㊟

委 任 状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

〇〇株式会社

代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○㊟

私は、下記1の者を代理人と定め、下記2の事項を同人に委任します。

記

- 1 住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇
氏名 ○ ○ ○ ○
2 平成〇〇年（エ）第〇〇号事件に関する書類受領の件

なお、1の者は、当社の従業員であることを証明します。

平成●年（エ）第●号

送 達 報 告 書

1 送達書類 ●●●●, ●●●●及び●●●●

2 受送達者 ● ● ● ●

1 の書類は、平成●年●月●午後●時●分に 2 の受送達者の代理人●●●●に
対して、当書記官室において直接交付し、これを送達した。

平成●年●月●日

●地方裁判所民事第●部

裁判所書記官 ● ● ● ●

書類受領者 ● ● ● ●

委 任 状

平成●年●月●日

●●県●●市●●●—●—●●
● ● ● ●

私は、下記 1 の者を代理人と定め、下記 2 の事項を同人に委任します。

記

1 住所 ●●●●●●●
氏名 ● ● ● ●

2 平成●年（エ）第●号事件に関する書類受領の件

なお、1 の者は、当社の従業員であることを証明します。

請 求 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

アメリカ合衆国令状送達者 殿

歳入徴収官〇〇地方裁判所事務局長

裁判所事務官 〇 〇 〇 〇

印

1 金2,500円也

ただし、送達手続（当庁平成〇〇年（エ）第〇〇号共助事件）に要した費用

受送達者 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇 〇 〇 〇

上記のとおり請求します。

請 求 書

平成●年●月●日

●国●●●● 殿

歳入徴収官●地方裁判所事務局長

裁判所事務官 ● ● ● ●

1 金●, ●●●●円也

ただし, 送達手続(当庁平成●年(エ)第●号共助事件)に要した費用

受送達者 ●●県●●市●●●●-●-●

● ● ● ●

上記のとおり請求します。

費 用 明 細 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

アメリカ合衆国令状送達者 殿

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

印

1 金2,500円也

ただし、受送達者〇〇〇〇に対し、文書を送達するに要した執行官手数料

上記金額を貴要請に係る送達手続（当庁平成〇〇年（エ）第〇〇号共助事件）に関し、特別費用として支出した。

費 用 明 細 書

平成●年●月●日

●国●●●● 殿

●地方裁判所民事第●部

裁判所書記官 ● ● ● ●

1 金●, ●●●●円也

ただし, 受送達者●●●●●●に対し, 文書を送達するに要した執行官手数料

上記金額を貴要請に係る送達手続（当庁平成●年（エ）第●号共助事件）に関し,
特別費用として支出した。

送達受託記載例Ⅱ－１

○地裁民第○○○○○号

平成○○年○○月○○日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

○○地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

印

オーストリア共和国からの要請による送達について

(○○月○○日付け民二第○○○○○号に対する送付)

表記の送達（当庁平成○○年（エ）第○○号共助事件）は、送達手続を終了したので、別添の書類を送付するようお取り計らいください。

●地裁民●第●号

平成●年●月●日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

●●地方裁判所長 ● ● ● ●

●国からの要請による送達について

(平成●年●月●日付け民二第●号に対する送付)

表記の送達(当庁平成●年(エ)第●号共助事件)は、送達手続を終了したので、
別添の書類を送付するようお取り計らいください。

送達受託記載例Ⅱ－２

平成〇〇年（エ）第〇〇号共助事件（オーストリア共和国からの嘱託）

証 明 書

当職は、民事訴訟手続に関する条約５条の規定に従い、下記のとおり証明します。

１（１）送達を受くべき者（名あて人）の氏名及び住所

○ ○ ○ ○

〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

（２）送達すべき文書の表示

１ 召喚状

２ 訴状

２ 上記の文書は、次のとおり送達した。

（１）送達を受けた者の氏名及び名あて人との関係

○ ○ ○ ○ 本人

（２）送達の年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時

（３）送達の場所

〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

（４）送達の方法

~~条約第２条に規定する任意交付~~

条約第３条第２項に規定する国内法で定める方法

~~条約第３条第２項に規定する特別の方法、すなわち~~

~~３ 上記の文書の送達は、次の事由により実施されなかった。~~

４ 添付書類

郵便送達報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

印

（備考）２及び３の文言については、不要のものを抹消すること。

(注) 2 及び 3 の文言については 2, 不要のものを抹消すること。

平成●年（エ）第●号共助事件（●国からの嘱託）

証 明 書

当職は、民事訴訟手続に関する条約5条の規定に従い、下記のとおり証明します。

1 (1) 送達を受くべき者（名あて人）の氏名及び住所

● ● ● ●
●●●●●●●●●●

(2) 送達すべき文書の表示

- 1 ●●●
2 ●●

2 上記の文書は、次のとおり送達した。

(1) 送達を受けた者の氏名及び名あて人との関係

● ● ● ● ●●

(2) 送達の年月日

平成●年●月●日午後●時

(3) 送達の場所

●●●●●●●●●●

(4) 送達の方法

条約第2条に規定する任意交付、
条約第3条第2項に規定する国内法で定める方法、
条約第3条第2項に規定する特別の方法、すなわち

3 上記の文書の送達は、次の事由により実施されなかった。

4 添付書類

郵便送達報告書

平成●年●月●日

●地方裁判所民事第●部

裁判所書記官 ● ● ● ●

○地裁民第○○○○号

平成○○年○○月○○日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

○○地方裁判所長 ○ ○ ○ ○

印

ブラジル連邦共和国からの嘱託による送達について

(○○月○○日付け民二第○○○○号に対する送付)

表記の送達（当庁平成○○年（エ）第○○号共助事件）は、送達手続を終了したので、別添の書類を送付するようお取り計らいください。

●地裁●第●号

平成●●年●月●日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

●地方裁判所長 ● ● ● ●

●国からの囑託による送達について

(平成●年●月●日付け民二第●号に対する送付)

表記の送達(当庁平成●年(エ)第●号共助事件)は、送達手続を終了したので、
別添の書類を送付するようお取り計らいください。

平成〇〇年（エ）第〇〇号共助事件（ブラジル連邦共和国からの囑託）

証 明 書

当職は、訴訟関係書類の送達につき、下記のとおり証明します。

１（１）送達を受くべき者（名あて人）の氏名及び住所

〇〇〇〇・〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

（２）送達すべき文書の表示

１ 召喚状

２ 訴状

２ 上記の文書は、次のとおり送達した。

（１）送達を受けた者の氏名及び名あて人との関係

〇〇〇〇・〇〇〇〇 本人

（２）送達の年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時

（３）送達の場所

〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

（４）送達の方法

郵便による送達

~~３ 上記の文書の送達は、次の事由により実施されなかった。~~

４ 添付書類

郵便送達報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

印

（備考）２及び３の文言については、不要のものを抹消すること。

(注) 2 及び 3 の文言については、不要のものを抹消すること。

平成●年（エ）第●号共助事件（●国からの嘱託）

証 明 書

当職は、訴訟関係書類の送達につき、下記のとおり証明します。

1 (1) 送達を受くべき者（名あて人）の氏名及び住所

● ● ● ●
●●●●●●●●●●

(2) 送達すべき文書の表示

1 ●●●
2 ●●●

2 上記の文書は、次のとおり送達した。

(1) 送達を受けた者の氏名及び名あて人との関係

● ● ● ● ●●

(2) 送達の年月日

平成●年●月●日午後●時

(3) 送達の場所

●●●●●●●●●●

(4) 送達の方法

郵便による送達

3 上記の文書の送達は、次の事由により実施されなかった。

4 添付書類

郵便送達報告書

平成●年●月●日

●地方裁判所民事第●部

裁判所書記官 ● ● ● ●

領収済通知(報告)書 国庫金

(記入例) ￥0123456789

あて先
〇〇〇〇市〇〇〇〇区〇〇〇〇町〇〇〇〇番地〇〇〇〇

年度 会計番号 所管番号 取扱庁番号 官署コード

整理番号

科目コード

証券受領 全額 一部

納付期限 〇〇年〇〇月〇〇日

納付場所 日本銀行 支店 代理店 本人代理店 (金融機関、信用金庫の本店又は支店、郵便局)又は所管役人宅

107-0061
東京都港区北青山2-11-12
在日ブラジル連邦共和国大使館 殿

延滞金の起算日 延滞金の利率 延滞金 年 月 日までに 納付してください。

内 証券受領 〇〇 円

元 本 利 息 延滞金 合計額

翌年度 5月1日以降現年度繰入組入 上記の合計額を徴収しました。

一般 会計

裁判所主管
〇〇 地方裁判所

費用弁償金債権
平成〇〇年(エ)第〇〇号司法共
助による立替金

〇この書面は、機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。

領収控 国庫金

あて先
〇〇〇〇市〇〇〇〇区〇〇〇〇町〇〇〇〇番地〇〇〇〇

年度 会計番号 所管番号 取扱庁番号 官署コード

整理番号

科目コード

証券受領 全額 一部

納付期限 〇〇年〇〇月〇〇日

納付場所 日本銀行 支店 代理店 本人代理店 (金融機関、信用金庫の本店又は支店、郵便局)又は所管役人宅

107-0061
東京都港区北青山2-11-12
在日ブラジル連邦共和国大使館 殿

延滞金の起算日 延滞金の利率 延滞金 年 月 日までに 納付してください。

内 証券受領 〇〇 円

元 本 利 息 延滞金 合計額

翌年度 5月1日以降現年度繰入組入 上記の合計額を徴収しました。

一般 会計

裁判所主管
〇〇 地方裁判所

費用弁償金債権
平成〇〇年(エ)第〇〇号司法共
助による立替金

納入告知書 領収証書 国庫金

あて先
〇〇〇〇市〇〇〇〇区〇〇〇〇町〇〇〇〇番地〇〇〇〇

年度 会計番号 所管番号 取扱庁番号 官署コード

整理番号

科目コード

証券受領 全額 一部

納付期限 〇〇年〇〇月〇〇日

納付場所 日本銀行 支店 代理店 本人代理店 (金融機関、信用金庫の本店又は支店、郵便局)又は所管役人宅

107-0061
東京都港区北青山2-11-12
在日ブラジル連邦共和国大使館 殿

延滞金の起算日 延滞金の利率 延滞金 年 月 日までに 納付してください。

内 証券受領 〇〇 円

元 本 利 息 延滞金 合計額

翌年度 5月1日以降現年度繰入組入 上記の合計額を徴収しました。

一般 会計

裁判所主管
〇〇 地方裁判所

費用弁償金債権
平成〇〇年(エ)第〇〇号司法共
助による立替金

印

費用明細書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

ブラジル連邦共和国サンパウロ州
〇〇〇〇司法区第〇裁判所 御中

〇〇地方裁判所民事第〇部

裁判所書記官 〇 〇 〇 〇

印

１ 金１，０８２円也

ただし，受送達者〇〇〇〇・〇〇〇〇に対し，文書を送達するに要した費用
上記の金額を貴嘱託に係る送達手続（当庁平成〇〇年（エ）第〇〇号共助事件）
に関し，費用として支出した。

費 用 明 細 書

平成●年●月●日

●国

●●●●●裁判所 御中

●地方裁判所民事第●部

裁判所書記官 ● ● ● ●

1 金●, ●●●●円也

ただし, 受送達者●●●●●に対し, 文書を送達するに要した費用

上記の金額を貴嘱託に係る送達手続(当庁平成●年(エ)第●号共助事件)に関し, 費用として支出した。